

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和6年6月17日（月曜日） 開会 午前 9時07分 閉会 午前 9時22分 散会 午前 9時22分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川 進議員 田境 毅議員 都築幸夫議員 鈴木久夫議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 大 内 田 守 総 務 部 長 林 保 克 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 税務担当参事 稲 熊 公 孝 企画部次長兼財政課長 岩 瀬 仁 史 総務部次長兼人事秘書課長 山 川 真知子 危機管理監 長 谷 優 一 郎 教育部次長兼文化スポーツ課長 夏 目 守 雄 総 務 課 藤 田 美 香 税 務 課 小 林 祐 史 防 災 安 全 課 長 小 川 真 護 財務担当課長 伊 藤 孝 文 化 ス ポ ー ツ 課 主 幹 宮 本 里 衣 子  (16名)
議会事務局職員	局 長 補 佐 手 嶋 大 地
議 に 付 し た 案 件	第31号議案 幸田町税条例の一部改正について 第36号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型） 第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、総務 教育委員会所管に係る歳入及び歳出

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務教育委員会を行います。

それに先立ちまして、私のほうから一つ皆さん方に相談というか、ちょっと言わせていただきますと、今、六栗で幸田町初めての歩車分離式の信号機ができて、そこで、通学時間は子どもたちがそこを140人ぐらい渡るわけですけれども、その間、車は全然交差点に入らずに子どもたちが安心して渡れるということで、それで車はどうかといいますと、右折・左折の車は子どもたちが渡っていると1台しかできないというような状況ですので、かえって子どもたちが渡った後はスムーズに車がどンドンどンドンと走れるというようなことで、わりあいと何かよくなったなというような気がします。

今、心配なのは、毎日92歳ぐらいの女性の方が手押し車で材町へ通われるんですけれども、その方は何回言っても分かってもらえない、押しボタンを押さないと、いいタイミングで青になるときもありますし、なかなかならないときもありますけれども、歩行者用の信号機が青にならないというようなことで、その方はずっと立っていて、いつ動くかなと思うと、自動車用の信号機が青になるとさっと渡り始めちゃって、それで、車がプープープー言ってるなと思うと、必ずその人がゆっくりゆっくり渡っているというような状況がありまして、この人はどうやって教えたらいいのかなと思いますけれども、たまたま誰かがいれば一緒にボタンを押してもらって一緒に渡るということがあるんですけれども、そういった押しボタンを押してねと大きな看板があるんですけれども、それも目に入らんのかどうか分かりませんが、ただ、ありがたいのは、92歳になっても毎日手押し車で買物に行くというような、それも一つの健康かなと思いますし、青信号の青が分かるんですね。車の信号が青だろうと歩道が青だろうと、青にならないと動かないということは本当に感心するなということで、それも92歳にもなって色がちゃんと分かるというようなことで、若くても申し訳ないけど色が分からない人もいて大変ですけれども、そうしたことで、その人にどうやって教えたらいいのかなと。その人が早くどこかでちゃんと教えたらと言ったら叱られちゃいますけど、本当にどうやって教えたらその人が、何か起きる前に手だてがないかなというふうに思っておりますけれども、また皆さん方、そういう人に対してこんな手段があるよというのがありましたら、また教えていただければありがたいと思いますので、せっかくなので、信号機を造っていただきましたので、子どもにも、それから老人にも本当に安心安全で渡れるような交差点にしたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、開会に先立ち、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

6月は雨も心配、そして暑さも心配という月を迎えることになりました。

そういった中で、昨日と一昨日の土日、15、16日は意外にも天気にも恵まれたほうでありまして、各駅でイベントが行われるというところに私も行かせていただいて、駅を使う方がほとんどだということで、町外から三ヶ根駅と相見駅を利用して、たくさんの方が乗降されるということ、駐車場対策もあるんですけれども、いろいろな地域のイベントづくりによって、いろいろな観光交流ができるんだなというようなことも思ひまし

た。相見駅につきましては町の主催ではありませんけれども、相見駅前の広場を使いまして、t r i c oという駅前のテナントショップが集まってきて、いろいろなにぎわいを醸し出すという風情がずっと続いておりました、大変盛況であったというふうに思っております。ここについてもトイレはありますけれども、たくさんの方がほとんどチラシではなくて、携帯等々のホームページの情報から来てくださる町外の方ばかりだというふうに私は認識をしました。そういった中で、相見駅の前の広場も意外な活用の仕方を改めて発見をいたしました。

三ヶ根駅につきましては、御存じのとおり、本光寺の紫陽花がもうメインであります。三ヶ根山の紫陽花まつりも大変な盛況でありまして、産業振興課のほうも参加しておりますけれども、さわやかウォーキングとセットされておりました、大変なお客様がお見えになったということで、私もチラシを見ておりましたけれども、チラシの数が足りないぐらい多くの方が来てくださったということで、ちょうどよく紫陽花ロードが紫色に輝いていたということで、とてもいいタイミングであったなと思っておりますし、また、本光寺の紫陽花そして歴史の存在をたくさんの方に知っていただくということにおいては、大変よきイベントが成立したなと思っておりますのでございます。

また、先週につきましては、議員の皆様方にも御参加いただきました、70周年を記念して子どもたち、中学校の方々に無償で質の高い舞台芸術を味わっていただくということで、野村萬斎さんの狂言の世界を、ちょっと遠い学校もあったかもしれませんが、ほぼ安全安心に鑑賞できることができました。これもひとえに70周年の力と、そして、町民会館が立派な音響施設を整えているということで、大変よいイベントになったんじゃないかなと私なりに思っているところでございます。御理解、御協力ありがとうございました。

それから、質疑の最後の日消防長から言わせていただきましたけれども、繰越明許事業で消防用自動車整備事業が、繰越しをして6月末に事業の完了を予定しているという事業がまた再び諸事情の関係で延期の日が遅れてくるということで、資機材搬送車についても御理解いただきたいということで、消防長から答弁をさせていただきましたので、こちらについても改めて報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

本日は、付託されました3つの議案について慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 7分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。初めに、第31号議案 幸田町税条例の一部改正についてを議題といたします。本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

税務課長。

税務課長 第31号議案 幸田町税条例の一部改正につきましては、補足説明はありません。

よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ちょっと確認をさせてください。改正の要綱の中で町民税の減免についてということで、職権による減免ということがありまして、先日、説明の中では風水害等そういったものは値しますよということだったんですけれども、これは個人的に火災の場合、個人の家が1軒丸々燃えて使えなくなってしまったとか、そういうことは対象になるのでしょうか。どの程度の範囲がそういう対象になるのかお聞きいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 職権による減免の御質問をいただきました。火災の場合という想定で御質問をいただいているんですけれども、この減免につきましては、御説明させていただいている原則申請書のほうを提出していただくと。今回の税条例の改正につきましては、減免に該当することが明らかであり、かつ減免をする必要があると認める場合については職権による減免をするという改正を行っております。したがって、1軒が例えば火災に遭われたという場合につきましては、通常どおり減免の申請書のほうを御提出をいただくという形を想定しております。

一つ例で申し上げますと、例えば令和4年の3月に起きましたような駅前火災ですね。そのときには固定資産税で申し上げますと、11件の家屋又は償却資産のほうの減免をさせていただいております。そのときには、やはりもう減免に該当することが明らかでありますし、それから減免をする必要があるということで、あつてはならないんですけれども、今後そういったある程度対象者の方が広範囲にわたって、もう明らかに減免が適用されるという場合については、職権による減免のほうをしていきたいなと思っております。何にしても被害に遭われた方の御負担にならないような形で事務のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 あと、今、例えば火災のことを言いましたけれども、ほかにも考えられることというのは何かあるのでしょうか。先ほど水害とか、そういう大きな自然災害によるものはその中に該当するというふうに考えてますけれども。私は今火災しか思いつかなかったけれども、そのほかにも何か可能性というのはあるのでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 この減免の適用ですけれども、どうしても一番想定するのは地震ですね。大規模な地震で、それこそ広範囲で家屋が倒壊するですとか、そういったケースが想定されますので、この職権による減免のまず一番は、やはり地震災害ですね。そのときの適用というようなことを想定しております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第31号議案 幸田町税条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案 財産の取得について(消防ポンプ自動車CD-I型)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

財政課長。

財政課長 それでは、第36号議案 財産の取得について、若干の補足説明をさせていただきます。

議案書の33ページ及び34ページ、また議案関係資料の47ページから49ページを御参照いただきたいと思います。

本議案の提案理由は、さきの総務教育委員協議会の中で消防署のほうから説明をさせていただいております。消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるからであります。

議案関係資料の48ページ、入札執行調書を御覧いただきたいと思います。

業者選定におきましては、幸田町契約規則第21条により、設計金額が500万円を超える案件につきましては原則8社以上の選定が必要となりますので、本町での実績、近隣での実績、また信頼性、地域性等を踏まえまして8社を選定しております。

この8社による指名競争入札のうち辞退された2社の辞退の理由につきましては、まず1社は、仕様の詳細を実際に確認したところ、艱装が技術的に困難であるため。もう1社につきましては、契約期間内での納車が困難であるためとのことであります。

以上、第36号議案の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 すみません、この入札執行の件でありますけれども、先ほど町長からもお話があって、納期的な問題なんです、その1点は。一応決められておりますよね、納期が3月31日だと、7月と。それについては間違いのないよね。そこらの点を確認をさせていただきます。この1点だけ。

委員長 財政課長。

財政課長 先ほど町長の御挨拶の中でもありましたように、昨年度の資機材搬送車が納期ができないということで繰越しとなっております。そこにはいろいろな要因があったわけ

ですけれども、法改正による車両の納入に支障が生じたですとか、昨今の半導体不足、そういったもろもろの要因が重なりまして納期が間に合わなかったというふうになっています。今回は以上の点を踏まえまして、従来こういった6月議会案件となる契約については、4月末に入札、仮契約というスケジュールでやっていたんですけれども、今回は4月1日の入札、仮契約とすることで、約1か月近く前倒しして、少しでも準備期間を長くするような対応を行っております。また、業者選定をする前には、事前に業者に聞き取りをしまして、年度内の納車は間に合うかどうか、そういったことも確認をした上で業者選定をして入札を行っているというところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第36号議案 財産の取得について(消防ポンプ自動車CD-I型)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第36号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第1号)中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長 それでは、第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第1号)の総務教育委員会所管分の補足説明につきましては、防災安全課所管分の一般会計の歳出のみでありまして、その他の所管に係る補足説明はありませんので、よろしく願います。

それでは、防災安全課所管分の一般会計歳出につきまして御説明いたします。

能登半島地震における被災地の継続的な支援に関しまして、石川県への全国の自治体からの派遣職員、こちらは新聞報道によりますと約360人でありまして、うち中部ブロックからは48人です。また、そのうち内灘町への派遣職員は3人でありまして、幸田町、春日井市、静岡県焼津市から1年間派遣されております。

以上が、第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第1号)の総務教育委員会所管分の補足説明であります。どうぞよろしく願います。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより第37号議案の質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 教育のほうで図書館の座席の予約システム、これについてちょっと確認をさせてください。これは通常公共施設の関係ですと大体3か月前から使う方が全部予約可能とか、いろいろとルールがあるんですけれども、図書館の個人的に使う座席についての予約というのはどういう形になるのか、まずお聞きいたします。

委員長 答弁ありませんか。

文化スポーツ課主幹。

文化スポーツ課主幹 ウェブ予約での予約は約1週間前ぐらいからということを考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そうしますと、1週間前から1日のみの予約として解釈してよろしいですか。1日1コマの予約ということでもよろしいでしょうか。

委員長 文化スポーツ課主幹。

文化スポーツ課主幹 1日1コマということで予約をしていただいて、その予約が終わってから次の予約が受けれるということを考えております。その時間が終了しないと次の予約ができないということを考えております。

委員長 12番、稲吉。

12番稲吉照夫君 そうしますと、必ず一日一日、毎日予約して、特に夏休みなんかは連続して取りたいという方が見えると思うんですけども、それも毎日必ず1日ごとにとって使用するという解釈でよろしいですね。

委員長 文化スポーツ課主幹。

文化スポーツ課主幹 まだ運用についてはこれからなんですけれども、その予定でおります。

12番稲吉照夫君 使いやすくなるようによろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第1号)中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、総務教育委員会を閉会いたします。

閉会 午前 9時22分

委員長 閉会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

町長 ただいま付託されました3つの議案に対して、慎重審議ありがとうございました。

承りました意見等につきましては、早期着手、早期執行という形と、また、それぞれの持つ一般の町民の方々に内容等の説明が十分必要な部分もあると思われまので、しっかりと説明責任を果たしたいと思っております。

慎重審議ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

長時間、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。  
これにて散会いたします。

散会 午前 9時22分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年6月17日

総務教育委員会  
委員長